

審議案件一覧表

＜追加＞

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	議案 54	工事請負契約の締結について（陸上競技場スタンド改修工事）	スポーツ振興課
2	議案 55	物品購入契約の締結について（学習者用タブレット端末の購入）	学 校 教 育 課
3	議案 56	物品購入契約の締結について（学習者用ソフトウェアの購入）	学 校 教 育 課
4	議案 57	鴨川市副市長の選任につき同意を求めることについて	総 務 課
5	議案 58	鴨川市監査委員の選任につき同意を求めることについて	総 務 課

＜当初＞

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	議案 32	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第9号））	財 政 課
2	議案 33	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）	税 務 課
3	議案 34	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	税 務 課
4	議案 35	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第10号））	財 政 課
5	議案 36	鴨川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 課
6	議案 37	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	税 務 課
7	議案 38	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子 ど も 支 援 課
8	議案 39	鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	健 康 推 進 課
9	議案 40	鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	商 工 観 光 課

10	議案 41	令和8年度鴨川市一般会計補正予算（第1号）	財 政 課
11	議案 42	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
12	議案 43	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
13	議案 44	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
14	議案 45	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
15	議案 46	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
16	議案 47	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
17	議案 48	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
18	議案 49	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
19	議案 50	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
20	議案 51	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
21	議案 52	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
22	議案 53	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総 務 課
23	諮問 1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	総 務 課
24	諮問 2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	総 務 課
25	諮問 3	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	総 務 課
26	報告 2	令和7年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	財 政 課
27	報告 3	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	健 康 推 進 課

28	報告 4	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	環 境 課
----	---------	----------------------------	-------

議案第 54 号

工事請負契約の締結について

陸上競技場スタンド改修工事のため、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 陸上競技場スタンド改修工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 一金 295,900,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 鴨川市横渚 939 番地の 6
富士三建工業株式会社
代表取締役 庄司 恵一 |

議案第 55 号

物品購入契約の締結について

学習者用タブレット端末を購入するため、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 学習者用タブレット端末（1,348 台）の購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 一金 73,546,880 円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉県稲毛区轟町四丁目 8 番 19 号
富士電機 I T ソリューション株式会社 千葉支店
支店長 青田 悟 |

議案第 56 号

物品購入契約の締結について

学習者用ソフトウェアを購入するため、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 学習者用ソフトウェアの購入 |
| 2 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 一金 39,593,455 円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉県緑区古市場町 51 番地
チバビジネス株式会社
代表取締役 倉持 安宏 |

議案第 57 号

鴨川市副市長の選任につき同意を求めることについて
鴨川市副市長に次の者を選任する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 住 所 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 氏 名 | 杉田 至 |
| 3 | 生年月日 | 〇〇〇〇 |

議案第 58 号

鴨川市監査委員の選任につき同意を求めることについて
鴨川市監査委員に次の者を選任する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 選任の区分 | 市議会議員のうちから選任する者 |
| 2 | 住 所 | 〇〇〇〇 |
| 3 | 氏 名 | 川崎 浩之 |
| 4 | 生 年 月 日 | 〇〇〇〇 |

(資料 3)

令和 8 年 第 2 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 議 案 説 明 資 料 3 —

令和 8 年 6 月 26 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第54号	工事請負契約の締結について（陸上競技場スタンド改修工事）	スポーツ振興課	3
議案第55号	物品購入契約の締結について（学習者用タブレット端末の購入）	学校教育課	8
議案第56号	物品購入契約の締結について（学習者用ソフトウェアの購入）	学校教育課	10
議案第57号	鴨川市副市長の選任につき同意を求めることについて	総務課	12
議案第58号	鴨川市監査委員の選任につき同意を求めることについて	総務課	13

議案第 54 号

工事請負契約の締結について（陸上競技場スタンド改修工事）

1 提案理由

陸上競技場スタンド改修のための工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 45 号）第 2 条の規定により議決を求める。

2 内容

（1）執行理由

令和元年 9 月の台風第 15 号により破損した陸上競技場のスタンド屋根のほか、スタンド外壁、放送設備等の改修工事を実施する。

（2）契約の方法 制限付き一般競争入札

（3）予定価格 一金 296,560,000 円

（4）契約金額 一金 295,900,000 円

（財源内訳）

区分	金額（円）	備考
国庫支出金	197,266,000	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金
県支出金		
地方債	73,900,000	陸上競技場改修事業債
その他		
一般財源	24,734,000	
合計	295,900,000	

（5）契約の相手方

鴨川市横渚 939 番地の 6

富士三建工業株式会社

代表取締役 庄司 恵一

(6) 工事概要

鴨川市総合運動施設陸上競技場スタンド（延べ床面積 1,332.49 ㎡）の改修

ア スタンド屋根改修（既存屋根の撤去及び新たな屋根の設置）

イ スタンド外壁改修（壁面改修）

ウ スタンド防水工事（観覧席目地等防水対策）

エ バリアフリー対策（身体障がい者用駐車場新設、誘導ブロックの設置、出入口扉の改修等）

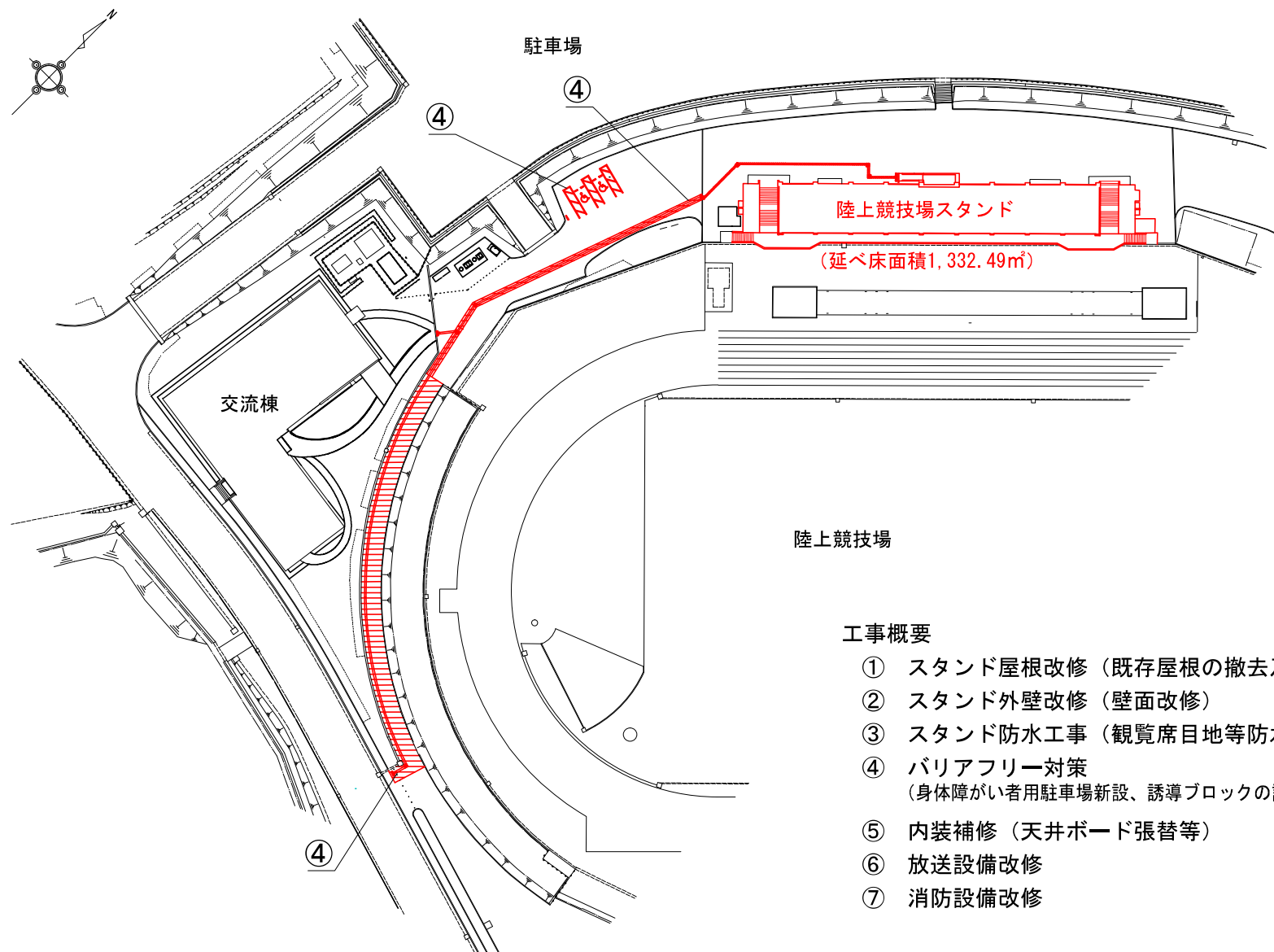
オ 内装補修（天井ボード張替等）

カ 放送設備改修

キ 消防設備改修

(7) 契約工期

契約日の翌日から令和9年3月23日まで



工事概要

- ① スタンド屋根改修（既存屋根の撤去及び新たな屋根の設置）
- ② スタンド外壁改修（壁面改修）
- ③ スタンド防水工事（観覧席目地等防水対策）
- ④ バリアフリー対策
（身体障がい者用駐車場新設、誘導ブロックの設置、出入口扉の改修等）
- ⑤ 内装補修（天井ボード張替等）
- ⑥ 放送設備改修
- ⑦ 消防設備改修

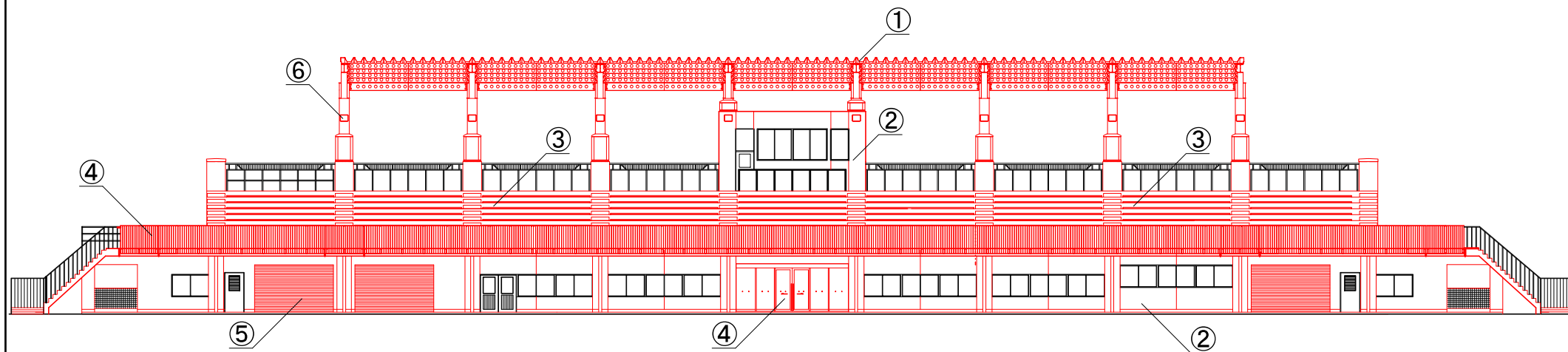
0m 10m 20m 30m 40m 50m 60m 70m

工事名称

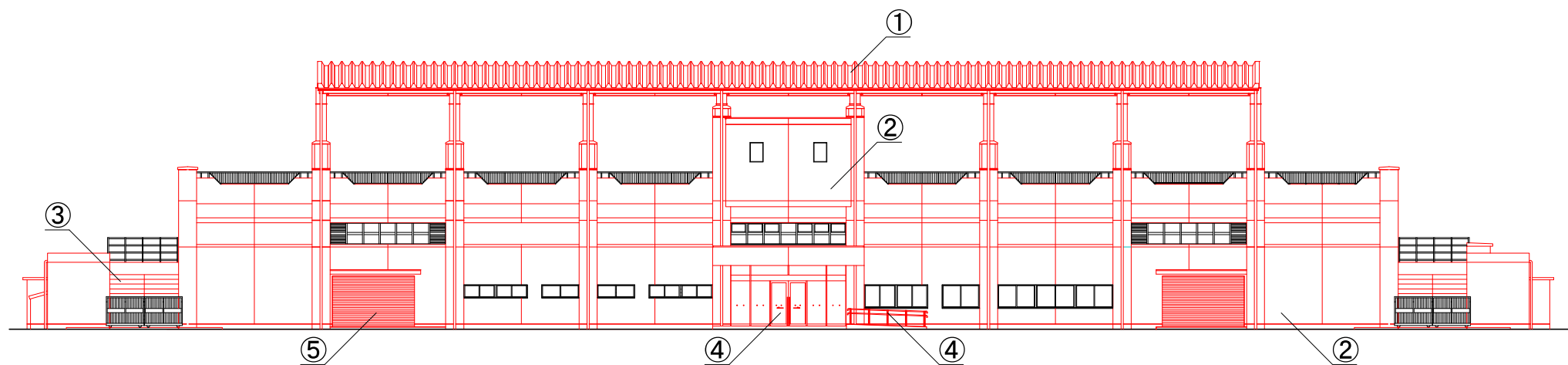
陸上競技場スタンド改修工事

図面名称

配置図



南側立面図

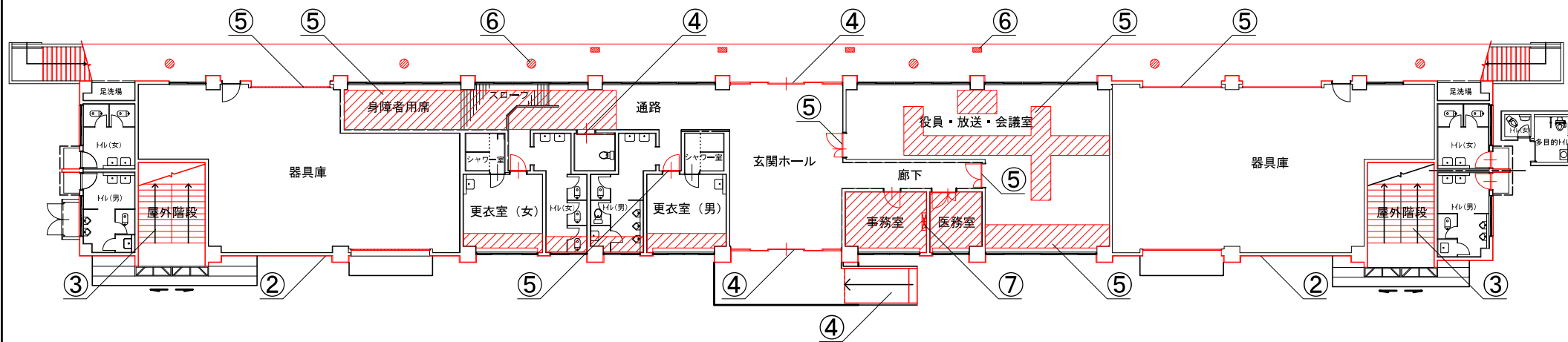


北側立面図

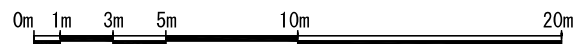
0m 1m 3m 5m 10m 20m

工事名称
陸上競技場スタンド改修工事

図面名称
立面図



平面図（1階）



工事名称
陸上競技場スタンド改修工事

図面名称
平面図

議案第 55 号

物品購入契約の締結について（学習者用タブレット端末の購入）

1 提案理由

学習者用タブレット端末 1,348 台の購入契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 45 号）第 3 条の規定により議決を求める。

2 内容

（1）購入理由

G I G A スクール構想に基づき整備した学習者用タブレット端末を更新する。

（2）契約の方法 随意契約

（3）予定価格 一金 73,546,880 円

（4）契約金額 一金 73,546,880 円

（財源内訳）

区分	金額（円）	備考
国庫支出金	49,031,000	公立学校情報機器整備費補助金
県支出金		
地方債	22,000,000	小学校 I C T 環境整備事業債、中学校 I C T 環境整備事業債
その他		
一般財源	2,515,880	
合計	73,546,880	

（5）契約の相手方

千葉市稲毛区轟町四丁目 8 番 19 号

富士電機 I T ソリューション株式会社 千葉支店

支店長 青田 悟

(6) 購入端末の概要

- ア OS ChromeOS
- イ 端末形状 コンバーチブル型
- ウ CPU Intel Processor N100 同等以上
- エ ストレージ 64 ギガバイト以上
- オ メモリ 4 ギガバイト以上
- カ 画面 10～14 型、タッチパネル
- キ バッテリー使用時間 8 時間以上
- ク 重さ 1.5 キログラム未満（キーボードを含む。）
- ケ 周辺機器 タッチペン
- コ 購入台数 1,348 台

(7) 納入期限

令和 8 年 8 月 25 日

議案第 56 号

物品購入契約の締結について（学習者用ソフトウェアの購入）

1 提案理由

学習者用ソフトウェアの購入契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 45 号）第 3 条の規定により議決を求める。

2 内容

（1）購入理由

G I G A スクール構想に基づき整備した学習者用タブレット端末の更新に伴い必要となるソフトウェアを購入する。

（2）契約の方法 指名競争入札

（3）予定価格 一金 40,631,415 円

（4）契約金額 一金 39,593,455 円

（財源内訳）

区分	金額（円）	備考
国庫支出金		
県支出金		
地方債	35,600,000	小学校 I C T 環境整備事業債、中学校 I C T 環境整備事業債
その他		
一般財源	3,993,455	
合計	39,593,455	

（5）契約の相手方

千葉市緑区古市場町 51 番地

チバビジネス株式会社

代表取締役 倉持 安宏

(6) 購入ソフトウェアの概要

ア 学習支援ソフト

(ア) 製品名 スマイルネクストドリル

(イ) 利用期間 令和8年9月1日から令和13年8月31日まで(5年)

(ウ) 数量 1,183 ライセンス

イ 授業支援ソフト

(ア) 製品名 SKYMENU Cloud Professional Edition

(イ) 利用期間 令和8年9月1日から令和13年8月31日まで(5年)

(ウ) 数量 1,183 ライセンス

ウ ウェブフィルタリングソフト

(ア) 製品名 i-Filter@Cloud G I G Aスクール版

(イ) 利用期間 令和8年9月1日から令和13年8月31日まで(5年)

(ウ) 数量 1,348 ライセンス

(7) 納入期限

令和8年8月25日

議案第 57 号

鴨川市副市長の選任につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市副市長、平川潔氏が令和 8 年 6 月 30 日をもって退職することに伴い、次の者を適任者と認め選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により同意を求める。

2 選任する者

住 所 ○○○○

氏 名 杉田 至

生年月日 ○○○○

3 選任予定日

令和 8 年 7 月 1 日

議案第 58 号

鴨川市監査委員の選任につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市監査委員、鈴木美一氏の任期が令和 8 年 5 月 31 日をもって満了したことに伴い、次の者を適任者と認め選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により同意を求める。

2 選任する者

選任の区分 市議会議員のうちから選任する者

住 所 ○○○○

氏 名 川崎 浩之

生 年 月 日 ○○○○

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 9 号）について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 3 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 9 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 24 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度鴨川市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	県単林道災害復旧事業	6,127

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
総合保健福祉会館等LED照明リース料	自 令和7年度 至 令和17年度	333,991	自 令和7年度 至 令和18年度	333,991

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 4 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第 15 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削る。

第 82 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 10 条の 2 第 2 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 25 項第

1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第10項から第12項までを削り、同条第13項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- （3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、

「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号及び附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、附則第19条第2項第2号及び附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(鴨川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鴨川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年鴨川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 5 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第 16 号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- （4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 9 条の次に次の 3 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第 9 条の 2 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.26 を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第 9 条の 3 第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,700 円とする。

（18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額）

第 9 条の 4 第 2 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について 100 円とする。

第 23 条第 1 項中「66 万円」を「67 万円」に、「）並びに」を「）、」に改め、「17 万円」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）」を加え、同項第 1 号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1,190 円

カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人に

ついて 70 円

第 23 条第 1 項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 850 円

カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 50 円

第 23 条第 1 項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 340 円

カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 20 円

第 23 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号オに規定する金額を減額した世帯 255 円

イ 前項第 2 号オに規定する金額を減額した世帯 425 円

ウ 前項第 3 号オに規定する金額を減額した世帯 680 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850 円

第 23 条第 3 項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 2 の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 3 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 4 の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 23 条に次の 1 項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31

日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第 7 項、第 8 項及び第 10 項から第 17 項までの規定中「、第 8 条」の次に「、第 9 条の 2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 10 号）について、緊急を要すると認め、別紙
のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 6 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 10 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度鴨川市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,631,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		822,151	45,000	867,151
	2 基金繰入金	725,392	45,000	770,392
歳入合計		19,586,455	45,000	19,631,455

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛生費		2, 049, 084	45, 000	2, 094, 084
	3 上水道費	97, 812	45, 000	142, 812
歳 出 合 計		19, 586, 455	45, 000	19, 631, 455

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	822,151	45,000	867,151
歳入合計	19,586,455	45,000	19,631,455

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2,049,084	45,000	2,094,084				45,000
歳 出 合 計	19,586,455	45,000	19,631,455				45,000

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	67, 192	45, 000	112, 192	1 財政調整基金繰入金	45, 000	財政調整基金繰入金 45, 000
計	725, 392	45, 000	770, 392			

3歳出

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 上水道費	97,812	45,000	142,812				45,000	27 繰出金	45,000	●特別会計繰出金（水道） 27 繰出金 ・水道事業会計繰出金
計	97,812	45,000	142,812				45,000			

議案第 36 号

鴨川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市公告式条例の一部を改正する条例

鴨川市公告式条例（平成 17 年鴨川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表」を「市のウェブサイトに掲載し、かつ、鴨川市役所前」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電気通信回線の障害その他特別の事由によりウェブサイトに掲載することができないときは、当該掲示場に掲示して行う。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
（鴨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）
- 2 鴨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 号中「に規定する掲示場に掲示する」を「の規定の例により行う」に改める。

議案第 37 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項と

し、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定、附則第7条の4の改正規定、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月

1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の鴨川市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所 A 型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 31 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所 B 型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合に

は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条第1項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に、「第29条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項」に、「第44条第3項」を「第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例
鴨川市介護保険条例（平成 17 年鴨川市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 3 項を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

- 5 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市民税が課されていない者で令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和 7 年度分の同法の規定による市民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 4 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 25 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。
- 6 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 25 条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
- 7 第 5 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書中「中央通り駐車場」の次に「及び小湊駅前駐車場」を加え、「市内商工業の用に供するため」及び「商工業者に」を削る。

第 10 条第 1 項中「中央通り駐車場」の次に「又は小湊駅前駐車場」を加える。

第 12 条第 2 項前段中「芝浜駐車場」の次に「及び小湊駅前駐車場（第 10 条の規定により市長の許可を受けて占用する区域を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「別表」を「別表第 1」に改め、同項後段中「芝浜駐車場」の次に「及び小湊駅前駐車場」を加え、同条第 3 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 12 条関係）

駐車場の名称	金額
芝浜駐車場	1 日 1 回の入場につき 1,000 円
小湊駅前駐車場	

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 12 条関係）

駐車場の名称	金額
中央通り駐車場	1 区画 1 月につき 4,200 円
小湊駅前駐車場	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

令和 8 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 257,084 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,463,084 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		4,555,301	0	4,555,301
	3 軽自動車税	122,141	0	122,141
14 使用料及び手数料		678,983	2,328	681,311
	1 使用料	409,040	2,328	411,368
15 国庫支出金		2,515,902	62,773	2,578,675
	1 国庫負担金	1,407,871	30,528	1,438,399
	2 国庫補助金	1,097,242	32,245	1,129,487
16 県支出金		1,143,598	12,825	1,156,423
	2 県補助金	418,160	12,825	430,985
19 繰入金		1,168,969	134,735	1,303,704
	2 基金繰入金	1,168,969	134,735	1,303,704
21 諸収入		257,242	21,023	278,265
	4 雑入	142,393	21,023	163,416
22 市債		613,884	23,400	637,284
	1 市債	613,884	23,400	637,284
歳 入 合 計		18,206,000	257,084	18,463,084

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		175,834	47,740	223,574
	1 議会費	175,834	47,740	223,574
2 総務費		3,480,387	133,265	3,613,652
	1 総務管理費	3,026,579	133,265	3,159,844
3 民生費		6,324,100	54,812	6,378,912
	2 児童福祉費	2,426,664	9,655	2,436,319
	3 生活保護費	594,621	45,157	639,778
6 農林水産業費		557,361	16,162	573,523
	1 農業費	425,431	10,540	435,971
	2 林業費	76,791	5,551	82,342
	3 水産業費	55,139	71	55,210
7 商工費		310,468	2,660	313,128
	1 商工費	310,468	2,660	313,128
10 教育費		1,770,724	2,445	1,773,169
	5 社会教育費	228,823	2,445	231,268
歳 出 合 計		18,206,000	257,084	18,463,084

第2表 債務負担行為補正

追加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太海フラワー磯釣センター除却事業（1期工事）	自 令和8年度 至 令和9年度	107,098

第3表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
議場放送設備等改修事業	21,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
計	21,400			

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
基幹水利施設整備事業	10,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により、据置期 間及び償還期限の短 縮、繰上償還並びに 低利債への借換えを することができる。	12,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
計	10,100				12,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	4,555,301	0	4,555,301
14 使用料及び手数料	678,983	2,328	681,311
15 国庫支出金	2,515,902	62,773	2,578,675
16 県支出金	1,143,598	12,825	1,156,423
19 繰入金	1,168,969	134,735	1,303,704
21 諸収入	257,242	21,023	278,265
22 市債	613,884	23,400	637,284
歳入合計	18,206,000	257,084	18,463,084

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	175,834	47,740	223,574	23,870	21,400		2,470
2 総務費	3,480,387	133,265	3,613,652			123,532	9,733
3 民生費	6,324,100	54,812	6,378,912	41,700			13,112
6 農林水産業費	557,361	16,162	573,523	8,322	2,000	62	5,778
7 商工費	310,468	2,660	313,128			2,328	332
10 教育費	1,770,724	2,445	1,773,169	422		△ 1,076	3,099
歳 出 合 計	18,206,000	257,084	18,463,084	74,314	23,400	124,846	34,524

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 3 軽自動車税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 軽自動車税	1	119,000	119,001	1 現年度課税分	119,000	現年度課税分 119,000
3 種別割	120,900	△119,000	1,900	1 現年度課税分	△119,000	現年度課税分 △119,000
計	122,141	0	122,141			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

5 商工使用料	13,277	2,328	15,605	2 観光使用料	2,328	駐車場使用料 2,328
計	409,040	2,328	411,368			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,407,758	30,528	1,438,286	9 生活保護費負担金	30,528	生活保護費負担金 30,528
計	1,407,871	30,528	1,438,399			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	467,361	23,870	491,231	1 総務管理費補助金	23,870	地域未来交付金（デジタル実装型） 23,870
2 民生費国庫補助金	283,023	8,375	291,398	2 児童福祉費補助金	3,817	子ども・子育て支援交付金 3,817
				3 生活保護費補助金	4,558	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4,558
計	1,097,242	32,245	1,129,487			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	135,623	4,081	139,704	2 児童福祉費補助金	4,081	千葉県子ども・子育て支援補助金 4,081
4 農林水産業費県補助金	169,657	8,322	177,979	1 農業費補助金	8,322	経営発展支援事業補助金 8,322
9 教育費県補助金	60,357	422	60,779	4 社会教育費補助金	422	未来に向けた「ちば文化」活性化事業補助金 422

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	418,160	12,825	430,985			

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	673,558	15,092	688,650	1 財政調整基金繰入金	15,092	財政調整基金繰入金 15,092
21 教育振興基金繰入金	7,986	△419	7,567	1 教育振興基金繰入金	△419	教育振興基金繰入金 △419
26 地域振興基金繰入金	0	120,000	120,000	1 地域振興基金繰入金	120,000	地域振興基金繰入金 120,000
28 森林環境譲与税基金繰入金	11,449	62	11,511	1 森林環境譲与税基金繰入金	62	森林環境譲与税基金繰入金 62
計	1,168,969	134,735	1,303,704			

(款)21 諸収入

(項) 4 雑入

5 雑入	142,392	21,023	163,415	2 雑入	21,023	コミュニティ助成事業助成金 2,500 鴨川市移住就業支援金返還金 500 派遣職員退職手当負担金（水道事業） 18,023
計	142,393	21,023	163,416			

(款)22 市債

(項) 1 市債

1 総務債	40,200	21,400	61,600	1 総務管理債	21,400	議場放送設備等改修事業債 21,400
4 農林水産業債	43,600	2,000	45,600	1 農業債	2,000	基幹水利施設整備事業債 2,000
計	613,884	23,400	637,284			

3歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	175,834	47,740	223,574	23,870	21,400		2,470	14 工事請負費	47,740	●議会運営事業 47,740 14 工事請負費 47,740 ・議場放送設備等改修工事 47,740
計	175,834	47,740	223,574	23,870	21,400		2,470			

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費						
6 財産管理費	260,193	129,733	389,926			120,000	9,733	12 委託料	2,706	●遊休施設活用等推進事業 129,733 12 委託料 2,706 ・太海フラワー磯釣センター解体工事（1期工事）監理業務委託料 2,706 14 工事請負費 127,027 ・太海フラワー磯釣センター解体工事（1期工事） 127,027
								14 工事請負費	127,027	
7 企画費	1,009,169	375	1,009,544			375		22 償還金，利子及び割引料	375	●移住定住支援事業 375 22 償還金，利子及び割引料 375 ・国県支出金等返還金 375
12 コミュニティ振興費	44,182	2,500	46,682			2,500		18 負担金，補助及び交付金	2,500	●集会施設等整備支援事業 2,500 18 負担金，補助及び交付金 2,500 ・コミュニティ助成事業補助金 2,500
13 諸費	219,500	657	220,157			657		7 報償費	30	●鴨川市・身延町姉妹都市交流事業 657 7 報償費 30 ・謝礼金 30 8 旅費 50 ・普通旅費 50 10 需用費 74 ・消耗品費 10 ・食糧費 64
								8 旅費	50	
								10 需用費	74	
								11 役務費	8	
								13 使用料及び賃借料	465	
								18 負担金，補助及び交付金	30	

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
									11 役務費 8 ・ 傷害保険料 8 13 使用料及び賃借料 465 ・ 自動車借上料 265 ・ 宿泊施設借上料 176 ・ ロープウェイ利用料 24 18 負担金, 補助及び交付金 30 ・ 体験活動参加負担金 30	
計	3, 026, 579	133, 265	3, 159, 844			123, 532	9, 733			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[illegible]

										・児童育成支援拠点事業委託料	690
計	2,426,664	9,655	2,436,319	6,614			3,041				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	43,795	4,453	48,248	4,558			△105	1 報酬	1,249	●生活保護事務費	466
								3 職員手当等	1,540	13 使用料及び賃借料	466
								4 共済費	331	・預貯金等電子照会サービス利用料	466
								8 旅費	175	●最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等事務費	3,987
								10 需用費	204	1 報酬	1,249
								11 役務費	176	・会計年度任用職員報酬	1,249
								12 委託料	20	3 職員手当等	1,540
								13 使用料及び賃借料	466	・時間外勤務手当	1,213
								17 備品購入費	292	・会計年度任用職員期末手当	178
										・会計年度任用職員勤勉手当	149
2 扶助費	550,826	40,704	591,530	30,528			10,176			4 共済費	331
										・会計年度任用職員社会保険料	331
										8 旅費	175
										・費用弁償	175
										10 需用費	204
										・消耗品費	190
										・印刷製本費	14
										11 役務費	176
										・郵便料	110
										・口座振込手数料	66
3 民生費										12 委託料	20
										・会計年度任用職員健康診断委託料	9
										・パソコンバンク更新業務委託料	11
3 生活保護費										17 備品購入費	292
										・パソコン機器購入費	292
2 扶助費	550,826	40,704	591,530	30,528			10,176	19 扶助費	40,704	●扶助費	40,704

3 民生費

3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
									19 扶助費 40,704 ・生活扶助費（追加給付） 40,704	
計	594,621	45,157	639,778	35,086			10,071			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	248,662	8,322	256,984	8,322				18 負担金, 補助 及び交付金	8,322	●農業振興事業 8,322 18 負担金, 補助及び交付金 8,322 ・経営発展支援事業補助金 8,322
5 農地費	55,415	2,218	57,633		2,000		218	18 負担金, 補助 及び交付金	2,218	●農業用ため池・ダム維持管理 適正化事業 2,218 18 負担金, 補助及び交付金 2,218 ・県営基幹水利施設整備事業 負担金 2,218
計	425,431	10,540	435,971	8,322	2,000		218			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	76,791	5,551	82,342			62	5,489	7 報償費	33	●林業振興事業 62 7 報償費 33 ・講師謝礼 33 10 需用費 23 ・食糧費 23 11 役務費 6 ・傷害保険料 6 ●林道整備事業 5,489 12 委託料 5,489 ・測量委託料 5,489
								10 需用費	23	
								11 役務費	6	
								12 委託料	5,489	
計	76,791	5,551	82,342			62	5,489			

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

3 漁港管理費	17,068	71	17,139				71	1 報酬	60	●漁港管理会運営事業 71 1 報酬 60 ・漁港管理会委員報酬 60 8 旅費 11
								8 旅費	11	

										・費用弁償	11
計	55,139	71	55,210				71				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	116,063	2,120	118,183			2,328	△208	12 委託料	2,000	●市営駐車場維持管理事業	2,120
								15 原材料費	120	12 委託料	2,000
										・有料駐車場運営委託料	2,000
										15 原材料費	120
										・観光施設整備用材料	120
4 オーシャンパーク費	16,739	540	17,279				540	10 需用費	501	●オーシャンパーク管理運営事業	540
								12 委託料	39	10 需用費	501
										・修繕料	501
										12 委託料	39
										・P C B含有量分析委託料	39
計	310,468	2,660	313,128			2,328	332				

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	88,881	1,124	90,005	422		△1,076	1,778	1 報酬	1,258	●社会教育指導員活用事業	1,650
								3 職員手当等	346	1 報酬	1,258
								7 報償費	△11	・会計年度任用職員報酬	1,258
								8 旅費	37	3 職員手当等	346
								10 需用費	△127	・会計年度任用職員期末手当	188
								11 役務費	△86	・会計年度任用職員勤勉手当	158
								12 委託料	559	8 旅費	37
								13 使用料及び賃借料	△74	・費用弁償	37
								18 負担金、補助及び交付金	△778	12 委託料	9
										・会計年度任用職員健康診断委託料	9
										●青少年海外派遣事業	△1,076
										7 報償費	△11
										・謝礼品	△11
										10 需用費	△127
										・消耗品費	△51
										・食糧費	△76
										11 役務費	△86

10 教育費

5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
									・ クリーニング代 △13 ・ 交流行事傷害保険料 △6 ・ 青少年海外派遣旅行傷害保 険料 △67 13 使用料及び賃借料 △74 ・ 有料道路通行料 △40 ・ 入園料 △30 ・ 駐車料 △4 18 負担金、補助及び交付金 △778 ・ 体験活動参加負担金 △82 ・ 青少年海外派遣補助金 △696 ●文化活動事業 550 12 委託料 550 ・ 文化活動事業委託料 550		
2 公民館費	52,409	1,321	53,730				1,321	1 報酬	1,006	●公民館事務費 1,321	
								3 職員手当等	276		1 報酬 1,006
								8 旅費	30		・ 会計年度任用職員報酬 1,006
								12 委託料	9		3 職員手当等 276
									・ 会計年度任用職員期末手当 150		
									・ 会計年度任用職員勤勉手当 126		
									8 旅費 30		
									・ 費用弁償 30		
									12 委託料 9		
									・ 会計年度任用職員健康診断 委託料 9		
計	228,823	2,445	231,268	422		△1,076	3,099				

給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
					年間支給率 (月分)					
補正後	長等	3		21, 611	9, 833 4. 55	235	31, 679	6, 617	38, 296	
	議員	17	66, 264		32, 376 4. 65		98, 640	17, 436	116, 076	
	その他の 特別職	1, 117	49, 781				49, 781		49, 781	
	計	1, 137	116, 045	21, 611	42, 209	235	180, 100	24, 053	204, 153	
補正前	長等	3		21, 611	9, 833 4. 55	235	31, 679	6, 617	38, 296	
	議員	17	66, 264		32, 376 4. 65		98, 640	17, 436	116, 076	
	その他の 特別職	1, 111	49, 721				49, 721		49, 721	
	計	1, 131	115, 985	21, 611	42, 209	235	180, 040	24, 053	204, 093	
比較	長等	0		0	0 0. 00	0	0	0	0	
	議員	0	0		0 0. 00		0	0	0	
	その他の 特別職	6	60				60		60	
	計	6	60	0	0	0	60	0	60	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	338 (313)	353, 228	1, 448, 623	932, 550	2, 734, 401	565, 772	3, 300, 173	
補正前	338 (311)	349, 715	1, 448, 623	930, 388	2, 728, 726	565, 441	3, 294, 167	
比較	0 (2)	3, 513	0	2, 162	5, 675	331	6, 006	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	地域手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	36, 184	23, 521	3, 834	95, 370	4, 876	695	10, 662	387, 654	323, 465	15, 947	0	0	30, 342	932, 550
	補正前	36, 184	23, 521	3, 834	94, 157	4, 876	695	10, 662	387, 138	323, 032	15, 947	0	0	30, 342	930, 388
	比較	0	0	0	1, 213	0	0	0	516	433	0	0	0	0	2, 162

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	338 (8)	0	1,448,623	823,384	2,272,007	457,625	2,729,632	
補正前	338 (8)	0	1,448,623	822,171	2,270,794	457,625	2,728,419	
比較	0 (0)	0	0	1,213	1,213	0	1,213	

※（）内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	地域手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	36,184	23,521	3,834	95,370	4,876	695	10,662	328,330	273,623	15,947	0	0	30,342	823,384
	補正前	36,184	23,521	3,834	94,157	4,876	695	10,662	328,330	273,623	15,947	0	0	30,342	822,171
	比較	0	0	0	1,213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,213

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (305)	353,228	0	109,166	462,394	108,147	570,541	
補正前	0 (303)	349,715	0	108,217	457,932	107,816	565,748	
比較	0 (2)	3,513	0	949	4,462	331	4,793	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	地域手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	59,324	49,842	0	0	0	0	109,166
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	58,808	49,409	0	0	0	0	108,217
	比較	0	0	0	0	0	0	0	516	433	0	0	0	0	949

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
報酬	3,513	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	3,513	最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等事務費に係る増 1,249 社会教育指導員及び江見地区公民館事務員報酬に係る増 2,264	
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	2,162	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	2,162	最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等事務費に係る増 時間外勤務手当 1,213、会計年度任用職員期末手当 178、勤勉手当 149 社会教育指導員及び江見地区公民館事務員手当に係る増 会計年度任用職員期末手当 338、勤勉手当 284	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和 8年5月1日 現在	平均給料月額(円)	347,739	320,530	350,356		308,333	319,300
	平均給与月額(円)	395,528	358,630	390,519		338,635	377,991
	平均年齢月数(歳)	44.1	57.2	43.8		40.3	38.1
令和 8年2月1日 現在	平均給料月額(円)	337,105	316,375	324,961		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	379,166	359,776	353,943		313,442	360,314
	平均年齢月数(歳)	45.3	57.2	43.7		49.4	39.3

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 206,700	(円) 195,800 ~ 219,400	短大卒 (円) 234,600	(円)	短大卒 (円) 224,500	旧中5卒 (円) 228,800
	大学卒	232,000		254,000		239,800	270,800
国	高校卒	200,300	198,200	短大卒 250,100		短大卒 220,700	旧中5卒 221,700
	大学卒	232,000		275,700		239,800	269,100

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 8年5月1日 現在	8級	2	0.9										
	7級	20	8.6										
	6級	28	12.1										
	5級	52	22.4							1	33.3	1	8.3
	4級	50	21.5									2	16.7
	3級	31 (4)	13.4 (100.0)	27	100.0	6	9.7					2	16.7
	2級	19	8.2	(3)	(100.0)	56	90.3			2	66.7	7	58.3
	1級	30	12.9										
	計	232 (4)	100.0 (100.0)	27 (3)	100.0 (100.0)	62	100.0			3	100.0	12	100.0
令和 8年2月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0							2	66.7	1	9.1
	4級	46	19.5									1	9.1
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1	(4)	(100.0)	63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	参事				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		4月1日	
昇給号給数	定期昇給	勤務成績が良好である職員（以下を除く。） 4号給を標準 ・行政職給料表6級以上 3号給を標準 ・高齢層（55歳超）又は管理職層（行政職給料表8級） 昇給停止（勤務成績が特に良好である場合に限り昇給）	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	国の制度と同じ（特別昇給（勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状況となった場合その他特に必要があると認められる場合））

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	4. 6 5 (2. 4 5)	有	
補正前	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	4. 6 5 (2. 4 5)	有	
国の制度	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	2. 3 2 5 (1. 2 2 5)	4. 6 5 (2. 4 5)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	そ の 他 の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域（勤務地）	市内全域（５級地）
支給率（％）	２
支給対象職員数（人）	３３８ （８）
国の指定基準に基づく支給率（％）	４

※（）内は、再任用短時間勤務職員の外書き

ク 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率（％） （令和８年５月１日現在）	０．２４
支給対象職員の比率（％） （令和８年５月１日現在）	９．０４
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 距離区分及び駐車場等の利用が国と異なる

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	
太海フラワー磯釣センター除却事業（1期工事）	107,098			令和9年度 まで	107,098			100,000	7,098

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	10,521,178	10,482,574	740,484	1,440,408	9,782,650
(1) 総務	1,556,824	1,362,435	61,600	251,828	1,172,207
(2) 民生	253,024	213,131	69,522	98,730	183,923
(3) 衛生	2,369,011	2,160,311		263,065	1,897,246
(4) 農林水産	351,548	413,512	52,900	28,102	438,310
(5) 商工	37,966	30,640		5,735	24,905
(6) 土木	2,162,040	2,202,277	184,872	273,965	2,113,184
(7) 消防	176,675	189,823	8,200	14,703	183,320
(8) 教育	3,614,090	3,910,445	363,390	504,280	3,769,555
2 災害復旧債	142,134	127,684		16,150	111,534
(1) 農林水産業施設	20,155	16,660		3,495	13,165
(2) 土木施設	121,979	111,024		12,655	98,369
3 その他	5,463,306	4,872,584		563,258	4,309,326
(1) 減税補てん債	7,638	2,193		2,193	
(2) 臨時財政対策債	5,433,079	4,849,214		559,653	4,289,561
(3) 減収補てん債	22,589	21,177		1,412	19,765
計	16,126,618	15,482,842	740,484	2,019,816	14,203,510

議案第 42 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 本間 三夫
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 43 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 住 所 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 氏 名 | 高梨 優 |
| 3 | 生年月日 | 〇〇〇〇 |

議案第 44 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 住 所 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 氏 名 | 鈴木 正彦 |
| 3 | 生年月日 | 〇〇〇〇 |

議案第 45 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 長谷川 昌明
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 46 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 長谷川 俊則
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 47 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 野村 元数
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 48 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 鈴木 勝博
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 49 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 住 所 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 氏 名 | 浦 邊 守 |
| 3 | 生年月日 | 〇〇〇〇 |

議案第 50 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 住 所 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 氏 名 | 太田 満 |
| 3 | 生年月日 | 〇〇〇〇 |

議案第 51 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 住 所 | 〇〇〇〇 |
| 2 | 氏 名 | 高橋 由 |
| 3 | 生年月日 | 〇〇〇〇 |

議案第 52 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 大田 和歌子
- 3 生年月日 ○○○○

議案第 53 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
鴨川市農業委員会委員に次の者を任命する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 川上 昌之
- 3 生年月日 ○○○○

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 小倉 孝昭
- 3 生年月日 ○○○○

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 関口 和則
- 3 生年月日 ○○○○

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- 1 住 所 ○○○○
- 2 氏 名 佐瀬 浩一
- 3 生年月日 ○○○○

報告第 2 号

令和 7 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和7年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事業	2,441,000	2,441,000	0	0	0	0	0	2,441,000
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本台帳事務 費	2,178,000	2,178,000	0	2,178,000	0	0	0	0
		証明書等コンビニ交付 事業	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000	0	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援 給付金支給事業（令和 7年度非課税世帯分）	13,731,000	13,683,720	9,000,000	4,683,720	0	0	0	0
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援 手当支給事業	24,741,000	11,740,000	590,000	11,150,000	0	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業（物価高 騰対策）	10,500,000	10,500,000	3,150,000	6,825,000	0	0	0	525,000
		農業生産基盤の整備及 び維持管理事業	8,137,000	8,137,000	0	0	0	7,300,000	0	837,000
	3 水産業費	水産業振興事業（物価 高騰対策）	11,878,000	11,878,000	8,314,600	2,969,400	0	0	0	594,000
		漁港施設維持管理事業	40,000,000	28,000,000	11,200,000	0	14,000,000	0	2,800,000	0
7 商工費	1 商工費	観光誘客事業（物価高 騰対策）	50,000,000	50,000,000	45,000,000	2,500,000	0	0	0	2,500,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路台帳整備事業	3,595,000	3,595,000	0	0	0	0	0	3,595,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		狹隘道路整備事業	844,000	844,000	0	0	0	0	0	844,000
		道路メンテナンス事業	76,800,000	76,800,000	0	35,200,000	0	25,900,000	0	15,700,000
		市道整備事業	13,910,000	10,026,000	0	0	0	9,000,000	0	1,026,000
	3 河川費	河川維持補修事業	8,300,000	8,300,000	0	0	0	0	0	8,300,000
		河川改修事業	25,000,000	25,000,000	0	0	0	24,000,000	0	1,000,000
		急傾斜地崩壊対策事業	2,250,000	1,656,000	0	0	0	1,500,000	0	156,000
10 教育費	5 社会教育費	旧江見小学校跡地活用事業	47,308,000	47,308,000	0	0	0	35,500,000	0	11,808,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	県単林道災害復旧事業	6,127,000	6,127,000	0	0	2,450,800	0	0	3,676,200
合計			348,818,000	319,291,720	77,254,600	66,584,120	16,450,800	103,200,000	2,800,000	53,002,200

令和7年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の付表

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	財産管理事業	—	2,441,000	0	0	0	0	0	2,441,000
				12 委託料	2,441,000						
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	—	2,178,000	0	2,178,000	0	0	0	0
				12 委託料	2,178,000						
			証明書等コンビニ交付事業	—	1,078,000	0	1,078,000	0	0	0	0
				12 委託料	1,078,000						
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和7年度非課税世帯分）	—	13,683,720	9,000,000	4,683,720	0	0	0	0
				1 報酬	852,000						
				3 職員手当等	1,368,000						
				4 共済費	294,000						
				8 旅費	28,000						
				10 需用費	133,000						
				11 役務費	200,000						
				12 委託料	1,650,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				13 使用料及び賃借料	158,720						
				18 負担金、補助及び交付金	9,000,000						
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	物価高対応子育て応援手当支給事業	—	11,740,000	590,000	11,150,000	0	0	0	0
				1 報酬	316,000						
				3 職員手当等	352,000						
				4 共済費	120,000						
				8 旅費	16,000						
				10 需用費	86,000						
				11 役務費	80,000						
				18 負担金、補助及び交付金	10,770,000						
	6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	農業振興事業（物価高騰対策）	—	10,500,000	3,150,000	6,825,000	0	0	0
10 需用費					10,000						
18 負担金、補助及び交付金					10,490,000						
5 農地費			農業生産基盤の整備及び維持管理事業	—	8,137,000	0	0	0	7,300,000	0	837,000
				18 負担金、補助及び交付金	8,137,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	3 水産業費	2 水産業振興費	水産業振興事業（物価高騰対策）	—	11,878,000	8,314,600	2,969,400	0	0	0	594,000
				10 需用費	10,000						
				18 負担金、補助及び交付金	11,868,000						
		3 漁港管理費	漁港施設維持管理事業	—	28,000,000	11,200,000	0	14,000,000	0	2,800,000	0
				14 工事請負費	28,000,000						
7 商工費	1 商工費	3 観光費	観光誘客事業（物価高騰対策）	—	50,000,000	45,000,000	2,500,000	0	0	0	2,500,000
				18 負担金、補助及び交付金	50,000,000						
8 土木費	2 道路橋梁費	1 道路橋梁総務費	道路台帳整備事業	—	3,595,000	0	0	0	0	0	3,595,000
				12 委託料	3,595,000						
		2 道路橋梁維持費	狹隘道路整備事業	—	844,000	0	0	0	0	0	844,000
				12 委託料	844,000						
			道路メンテナンス事業	—	76,800,000	0	35,200,000	0	25,900,000	0	15,700,000
				12 委託料	4,800,000						
				14 工事請負費	72,000,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		3 道路橋梁新 設改良費	市道整備事業	—	10,026,000	0	0	0	9,000,000	0	1,026,000
			14 工事請負費	10,026,000							
	3 河川費	2 河川維持費	河川維持補修事業	—	8,300,000	0	0	0	0	0	8,300,000
			14 工事請負費	8,300,000							
		3 河川改修費	河川改修事業	—	25,000,000	0	0	0	24,000,000	0	1,000,000
				14 工事請負費	24,000,000						
				21 補償、補填及 び賠償金	1,000,000						
			急傾斜地崩壊対策事業	—	1,656,000	0	0	0	1,500,000	0	156,000
	18 負担金、補助 及び交付金	1,656,000									
	10 教育費	5 社会教育費	2 公民館費	旧江見小学校跡地活用 事業	—	47,308,000	0	0	0	35,500,000	0
12 委託料					3,058,000						
14 工事請負費					44,250,000						
11 災害復旧費	1 農林水産施 設災害復旧 費	1 林業施設災 害復旧費	県単林道災害復旧事業	—	6,127,000	0	0	2,450,800	0	0	3,676,200
				14 工事請負費	6,127,000						
合計					319,291,720	77,254,600	66,584,120	16,450,800	103,200,000	2,800,000	53,002,200

報告第 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 7 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 佐々木 久之

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 損害を受けた第三者

〇〇〇〇

3 事故の発生日時及び場所

日時 令和 7 年 12 月 5 日 午後 4 時 40 分頃

場所 鴨川市花房 398 番 11 地先

4 事故に係る損害額

市 車両前部損傷 99,000 円

相手方 車両前部及び左側面部損傷 310,000 円

第三者 ブロック塀損害 236,596 円

※ 第三者の損害額は市と相手方の共同の不法行為によるものである。

5 事故に係る過失割合

市 20%

相手方 80%

6 市が負うべき損害賠償の額

109,320 円（相手方の損害 62,000 円、第三者の損害 47,320 円）

※ 第三者の損害に係る損害賠償の額は、相手方が第三者の損害額の全額を第三者に支払ったことにより相手方が過失割合に応じた市の損害賠償の額を市に求償するものである。

7 和解の条件

（1）市から相手方に対する損害賠償金 109,320 円、相手方から市に対する損害賠償金 79,200 円をもって和解する。

（2）市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかなを問わず、今後一切の請求を行わない。

報告第 4 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年 6 月 9 日

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 8 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 25 日

鴨川市長 佐々木 久之

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 8 年 4 月 8 日 午前 10 時 45 分頃

場所 鴨川市東町 1473 番 3

3 事故に係る損害額

相手方 家屋雨どい損傷 27,672 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

27,672 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金, 27,672 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

(資料 1)

令和 8 年 第 2 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

－ 議 案 説 明 資 料 1 －

令和 8 年 6 月 9 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第 32 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 9 号））	財政課	4
議案第 33 号	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）	税務課	5
議案第 34 号	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	税務課	37
議案第 35 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 10 号））	財政課	54
議案第 36 号	鴨川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	総務課	55
議案第 37 号	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	税務課	57
議案第 38 号	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子ども支援課	68
議案第 39 号	鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康推進課	74
議案第 40 号	鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	商工観光課	76
議案第 41 号	令和 8 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）	財政課	79
議案第 42 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	84
議案第 43 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 44 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 45 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 46 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 47 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 48 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 49 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 50 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 51 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 52 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	
議案第 53 号	鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	総務課	

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	総務課	85
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	総務課	
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	総務課	
報告第 2 号	令和 7 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	財政課	86

議案第 32 号

専決処分承認を求めることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 9 号））

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算について、繰越明許費の追加及び債務負担行為の変更を措置する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

（1）繰越明許費補正

ア 追加

（単位 千円）

款項	事業名	金額	説明
11-1	県単林道災害復旧事業	6,127	林道浜荻線道路災害復旧工事について、使用する資材の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（林道災害復旧工事）を令和 8 年度に繰り越して使用する。

（2）債務負担行為補正

ア 変更

（単位 千円）

事項	変更前		変更後		説明
	期間	限度額	期間	限度額	
総合保健福祉会館等 L E D 照明リース料	自 令和 7 年度 至 令和 17 年度	333,991	自 令和 7 年度 至 令和 18 年度	333,991	部品調達に不測の日数を要したため一部の施設で L E D 交換工事を予定どおり完了することができず、リース開始時期が遅れることから、債務負担行為の期間を変更する。

3 専決処分日

令和 8 年 3 月 24 日

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）

1 提案理由

令和 8 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

（1） 市民税（個人）関係

ア 所得割の課税標準について、納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が 3 パーセント以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等に係る所得について、当該所得を他の所得と合算しない特定配当等の対象から除外し、総所得金額に含めて算定することとする。

イ 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を 3 年間延長し、令和 12 年度までの年度分の個人の市民税に適用することとする。

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長し、令和 11 年度までの年度分の個人の市民税に適用することとする。

（2） 固定資産税関係

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係るわがまち特例（地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を条例で決定することができる地域決定型地方税制特例措置）による固定資産税の課税標準の特例措置の見直しが行われたことに伴い、特例割合を次のとおりとし、その対象資産の取得期限を 3 年間延長する。

（ア） 次に掲げる設備について、課税標準をその価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

a 太陽光発電設備のうち、一定のもの

- b 水力発電設備のうち、一定の規模未満のもの
- c 地熱発電設備のうち、一定の規模以上のもの
- d バイオマス発電設備のうち、一定の規模未満のもの

(イ) 風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載された設備について、課税標準をその価格に 5 分の 3 を乗じて得た額とする。

(ウ) 次に掲げる設備について、課税標準をその価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

- a 風力発電設備のうち、次のいずれかに該当するもの

- (a) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に規定する占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

- (b) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

- (c) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

- b 地熱発電設備（(ア)の c に掲げるものを除く。）

(エ) 水力発電設備（(ア)の b に掲げるものを除く。）について、課税標準をその価格に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、わがまち特例を導入することとし、次のとおりとした上、その対象資産の改修期限を令和 11 年 3 月 31 日とする。

(ア) 対象を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき証明がされた一定のものとする。

(イ) 当該家屋に係る固定資産税額（当該額が当該改修工事に要した費用の額の 100 分の 5 に相当する額を超える場合には、当該 100 分の 5 に相当する額）の 3 分の 1 に相当する額を減額する。

(3) 軽自動車税関係

- ア 3 輪以上の軽自動車の取得の際、取得者に課する軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う条文の整備を行う。
 - イ 環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とすることに伴う条文の整備を行う。
 - ウ 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、軽自動車税のグリーン化特例（燃費性能等の優れた軽自動車に軽減税率を適用する特例）の適用期限を2年間延長する。
- (4) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 専決処分日

令和8年3月31日

鴨川市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1	(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1

項（法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

（1） 略

（2） 第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額（第 4 号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（3） 第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（4）～（6） 略

（所得割の課税標準）

第 33 条 略

項（法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。）、第 53 条の 7、第 67 条、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

（1） 略

（2） 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額（第 4 号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（3） 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（4）～（6） 略

（所得割の課税標準）

第 33 条 略

2 略 3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第 34 条の 9 において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 （軽自動車税の納税義務者等） 第 80 条 <u>軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>3 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> （軽自動車税のみなす課税） 第 81 条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を <u>3 輪以上の軽自動車の取</u>	2 略 3 法第 23 条第 1 項第 15 号に規定する特定配当等（<u>次項及び第 34 条の 9 において「特定配当等」という。</u>）（<u>同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 略 （軽自動車税の納税義務者等） 第 80 条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> （削る） <u>2 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> （軽自動車税のみなす課税） 第 81 条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみ
---	--

得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 <u>3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u>	なして、軽自動車税を課する。 (削る)
<u>4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u>	(削る)
<u>第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u>	(削る)
<u>第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>（1） 法第 451 条第 1 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100 分の 1</u> <u>（2） 法第 451 条第 2 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合</u>	(削る)

<u>を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2</u> <u>(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u>	
<u>第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u>	(削る)
<u>第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u>	(削る)
<u>第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u>	(削る)
<u>第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のう</u>	(削る)

ち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第 83 条 種別割の賦課期日は、4 月 1 日とする。

2 種別割の納期は、5 月 11 日から同月 31 日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第 85 条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第 87 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び

(軽自動車税の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第 83 条 軽自動車税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

2 軽自動車税の納期は、5 月 11 日から同月 31 日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第 85 条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第 87 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び

及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (種別割に係る不申告等に関する過料) 第 88 条 略 2・3 略 (種別割の減免) 第 89 条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を減免する。 (1)～(3) 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 3 第 1 項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第 88 条 略 2・3 略 (軽自動車税の減免) 第 89 条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免する。 (1)～(3) 略 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) 略 3 第 1 項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
--	--

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 90 条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第 90 条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第 1 号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略 3 略 4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付	(1)～(6) 略 3 略 4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付
---	---

自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 7 条の 3 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定するところにより控除すべき額（第 3 項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 及び第 34 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」と、第 34 条の 9 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」とする。

3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに、施行規則で定めるところにより、同項の

自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

附 則

(削る)

規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送

達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項、<u>附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>及び附則第 7 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等に規定する条例で定める割合) 第 10 条の 2 略 2 法附則第 15 条第 25 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u>とする。 3 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u>とする。 4 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u>とする。	達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等に規定する条例で定める割合) 第 10 条の 2 略 2 法附則第 15 条第 24 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u>とする。 3 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u>とする。 4 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u>とする。
--	--

5 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 13 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 14・15 略 (新設) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略	5 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 6 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 (削る) (削る) (削る) 10 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 11・12 略 13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略
---	--

2～6 略

7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規

2～16 略

7 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 17 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第 12 条第 24 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 25 項に規

定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 略 11 略 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 略 13・14 略 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定	定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) 略 11 略 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) 略 13・14 略 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定
---	---

の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略 <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> 第15条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> 2 <u>千葉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u> 3 <u>千葉県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例に</u>	(4)～(6) 略 (削る)
--	------------------------------

<u>よることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u>	
<u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u>	
<u>第 15 条の 2 の 2 市長は、当分の間、第 81 条の 2 の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u>	(削る)
<u>第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u>	(削る)
<u>第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは「千葉県知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u>	(削る)
<u>第 15 条の 5 市長は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u>	(削る)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（削る）

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略 3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の<u>法第 446 条第 1 項第 3 号</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。 4 <u>法附則第 30 条第 4 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」とする。</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	略 3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和 8 年度分の軽自動車税に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。</u> (削る) (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
---	---

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 16 条の 3 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）略

（2）第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 16 条の 3 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）略

（2）第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項

の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優

住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（１）・（２） 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第 18 条 略

2～4 略

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１） 略

（２） 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第

良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（１）・（２） 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第 18 条 略

2～4 略

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１） 略

（２） 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第

7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20

得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条

得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略	の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略
---	---

(附則第4条) 鴨川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年鴨川市条例第10号） 新旧対照表

改正前	改正後
附 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る鴨川市税条例第82条及び附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略	附 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る鴨川市税条例第82条及び附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 提案理由

令和 6 年 6 月 12 日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなったこと及び同年 3 月 31 日に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）が同年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

- （1） 国民健康保険税の課税額として合算する額に子ども・子育て支援納付金課税額を追加する。
- （2） 基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を 3 万円とする。
- （3） 国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に係る被保険者等 1 人につき加算すべき金額を 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に係る被保険者等 1 人につき加算すべき金額を 56 万円から 57 万円に引き上げる。
- （4） 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後である被保険者（以下「18 歳以上被保険者」という。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。
- （5） 子ども・子育て支援納付金課税額の税率等を次のとおり定める。
 - ア 所得割額税率 100 分の 0.26
 - イ 被保険者均等割額 被保険者 1 人について、1,700 円
 - ウ 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者 1 人について、100 円
- （6） 国民健康保険税の減額規定に該当する場合に子ども・子育て支援納付金課税額から減額する被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額を次のとおり定める。

ア 被保険者均等割額

(ア) 7割軽減 被保険者1人について、1,190円

(イ) 5割軽減 被保険者1人について、850円

(ウ) 2割軽減 被保険者1人について、340円

イ 18歳以上被保険者均等割額

(ア) 7割軽減 18歳以上被保険者1人について、70円

(イ) 5割軽減 18歳以上被保険者1人について、50円

(ウ) 2割軽減 18歳以上被保険者1人について、20円

- (7) 納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合に子ども・子育て支援納付金課税額から減額する被保険者均等割額を次のとおり定める。

ア 国民健康保険税の減額規定に該当する場合

(ア) 7割軽減 未就学児1人について、255円

(イ) 5割軽減 未就学児1人について、425円

(ウ) 2割軽減 未就学児1人について、680円

イ 国民健康保険税の減額規定に該当しない場合 未就学児1人について、850円

- (8) 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者が属する世帯の世帯主に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額について、他の課税額の種別と同様の算定方法により減額する。
- (9) 納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額のうち18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額を全額減額する。
- (10) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 専決処分日

令和8年3月31日

鴨川市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)・(3) 略	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)・(3) 略

(新設) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>66 万円</u> とする。 3・4 略 (新設) （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計	<u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u> 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>67 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>67 万円</u> とする。 3・4 略 <u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u> （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）</u>に100
---	---

額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の 7.05 を乗じて算定する。 2 略 （新設） （新設） （新設） （国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66 万円</u> を超える場合には、<u>66 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 26 万円を超える場合には、26 万円）<u>並びに</u>同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。	分の 7.05 を乗じて算定する。 2 略 <u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）</u> <u>第 9 条の 2 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.26 を乗じて算定する。</u> <u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）</u> <u>第 9 条の 3 第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,700 円とする。</u> <u>（18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額）</u> <u>第 9 条の 4 第 2 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について 100 円とする。</u> （国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>67 万円</u> を超える場合には、<u>67 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 26 万円を超える場合には、26 万円）<u>、同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援</u>
--	---

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 略

（新設）

納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 略

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 1,190 円

(新設) (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (新設) (新設) (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額	<u>カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 70 円</u> (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>31 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 <u>オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 850 円</u> <u>カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 50 円</u> (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>57 万円</u> を加算した金額
--	---

を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ 略 （新設） （新設） ２ 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）・（２） 略 （新設）	を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ 略 <u>オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について 340 円</u> <u>カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について 20 円</u> ２ 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）・（２） 略 <u>（３） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額</u> <u>ア 前項第１号オに規定する金額を減額した世帯 255 円</u> <u>イ 前項第２号オに規定する金額を減額した世帯 425 円</u> <u>ウ 前項第３号オに規定する金額を減額した世帯 680 円</u> <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850 円</u>
---	---

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）～（6） 略

（新設）

（新設）

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 6 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）～（6） 略

（7）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 2 の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 3 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割

の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所

とする。

9 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山

得の金額」とする。

9 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第

林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等

1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に

の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

に係る事業所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」と

同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同

あるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山

条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」と

林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 18 略	あるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 18 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 10 号））

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算について、安房地域における水道事業の統合に向けた鴨川市水道事業の累積欠損金の解消を図るための費用を措置する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
19 繰入金	822, 151	45, 000	867, 151	財政調整基金繰入金
歳入合計	19, 586, 455	45, 000	19, 631, 455	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
4 衛生費	2, 049, 084	45, 000	2, 094, 084	水道事業会計繰出金
歳出合計	19, 586, 455	45, 000	19, 631, 455	

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
補助費等	2, 167, 000	45, 000	2, 212, 000
歳出合計	19, 586, 455	45, 000	19, 631, 455

3 専決処分日

令和 8 年 3 月 31 日

議案第 36 号

鴨川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

条例及び規則の公布、市長の定める規程（告示及び訓令をいう。以下同じ。）の公示並びに市の機関（教育委員会を除く。）の定める規則の公布及び規程の公示（以下「条例、規則等の公布・公示」という。）についてデジタル化を図るとともに、掲示場の数の見直しを行うため、鴨川市公告式条例（平成 17 年鴨川市条例第 3 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 鴨川市公告式条例の一部改正

- ア 条例、規則等の公布・公示について、掲示場に掲示して行うことに加えて、市のウェブサイトに掲載することとする。ただし、電気通信回線の障害その他特別の事由によりウェブサイトに掲載することができないときは、鴨川市役所前の掲示場に掲示して行うこととする。
- イ 掲示場のうち、鴨川掲示場（鴨川市役所前）については継続して設置し、吉尾掲示場（旧吉尾出張所前）、江見掲示場（旧江見出張所前）、天津掲示場（天津小湊支所前）及び小湊掲示場（小湊出張所前）については廃止する。

（2） 鴨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 162 号）の一部改正（附則第 2 項）

人事行政の運営の状況の公表について、広報紙に掲載する方法のほか、（1）と同様の方法により行うこととする。

3 施行期日

令和 8 年 7 月 1 日

鴨川市公告式条例 新旧対照表

改正前	改正後
（条例の公布） 第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記	（条例の公布） 第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記

入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、<u>別表</u>の掲示場に掲示して行う。 <u>別表（第2条関係）</u> <u>鴨川掲示場 鴨川市横渚 1450 番地</u> <u>吉尾掲示場 鴨川市松尾寺 454 番地 2</u> <u>江見掲示場 鴨川市東江見 376 番地 5</u> <u>天津掲示場 鴨川市天津 1104 番地</u> <u>小湊掲示場 鴨川市内浦 563 番地</u>	入して、その末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、<u>市のウェブサイトに掲載し、かつ、鴨川市役所前の掲示場に掲示して行う。ただし、電気通信回線の障害その他特別の事由によりウェブサイトに掲載することができないときは、当該掲示場に掲示して行う。</u> (削る)
--	--

(附則第2項) 鴨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) 鴨川市公告式条例（平成17年鴨川市条例第3号）第2条第2項 <u>に規定する掲示場に掲示する方法</u> (2) 略	(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) 鴨川市公告式条例（平成17年鴨川市条例第3号）第2条第2項 <u>の規定の例により行う方法</u> (2) 略

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 37 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 8 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、令和 9 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 市民税（個人）関係

ア 公的年金等受給者の扶養親族等申告書（以下「申告書」という。）について、所得税における申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有するものは申告書を提出しなければならないこととし、申告書の記載事項として、特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者）又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨を追加する。

イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を延長する。

ウ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和 25 年度分の個人の市民税及び居住年が令和 12 年であるものまで延長することとする。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法に規定する土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。

（2） 固定資産税関係

免税点について、家屋にあつては 30 万円（現行 20 万円）に、償却資産にあつては 180 万円（現行 150 万円）に引き上げる。

（3） その他

その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和9年1月1日。ただし、上記2の(2)については令和9年4月1日、(1)エ及び(3)については令和10年1月1日

鴨川市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないも	(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないも

のに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 24 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるもの

のに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 24 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるもの

に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において

に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。) (合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなけれ

同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

(新設)

ばならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

2 <u>前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。</u> 3 略 4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	(1) <u>公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u> (4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (5) <u>その他施行規則で定める事項</u> 3 <u>第 1 項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書を提出することができる。</u> 4 略 5 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 8 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
--	--

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合

に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 17 条の 2 略 2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第 34 条の 2 第 5 項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 10 項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 (新設)	ものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 17 条の 2 略 2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第 34 条の 2 第 6 項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 12 項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 4 <u>第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第</u>
--	--

	<u>77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定、附則第7条の4の改正規定、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の鴨川市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅

（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 8 年 3 月 16 日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 10 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 第 29 条第 2 項（小規模保育事業 A 型）、第 31 条第 2 項（小規模保育事業 B 型）、第 44 条第 2 項（保育所型事業所内保育事業所）及び第 47 条第 2 項（小規模型事業所内保育事業所）に規定する保育士の人数の算定に当たっては、それぞれ小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型又は保育所型事業所内保育事業所若しくは小規模型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所 A 型等」という。）に勤務する特定理学療法士等（※）を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとする。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型等の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所 A 型等にあつては保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、このうち小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所にあつては附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

（※） 特定理学療法士等 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者

（2） 小規模保育事業所 A 型等において、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型等の保育士（（1）ただし書の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

（3） その他所要の改正を行う。

3 施行期日
公布の日

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(職員) 第 29 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設)	(職員) 第 29 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>(以下「看護師等」という。)</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第 2 項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所 A 型にあって</u>

(新設) (職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設) (新設)	<u>は、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保</u>
--	---

(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (新設) (新設) 附 則 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項</u>	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の人数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(<u>認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは</u>
---	--

<u>の規定により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。 2 略	<u>第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)</u>を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2</u>以上、置かなければならない。 2 略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 12 月 17 日に公布された介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号）及び令和 8 年 1 月 23 日に公布された介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 6 号）により介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）の一部が改正され、第 1 号被保険者の保険料率の算定に係る基準の特例について規定が整備されたことに伴い当該特例の適用により生じる影響に係る減免措置を講じるため、鴨川市介護保険条例（平成 17 年鴨川市条例第 116 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

令の改正により、令和 7 年度の税制改正による影響を遮断するための規定（※）が設けられたことに伴い、住民税非課税の範囲内で令和 7 年中の就労時間を調整した者が令和 7 年度の税制改正における個人住民税の給与所得控除の最低保障額の引上げ（55 万円から 65 万円への 10 万円の引上げ。以下「控除額の引上げ」という。）の範囲内で収入が増加したことにより、令和 8 年度の第 1 号被保険者の保険料（以下「保険料」という。）の算定において住民税課税と判定され、保険料が増額となる場合が生じることから、当該者の保険料を住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする。

（※） 保険料の標準段階の判定に際し、控除額の引上げに伴う保険料の標準段階の移動が生じること防ぐための規定

3 施行期日

公布の日

鴨川市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1 ～ 4 略	附 則 1 ～ 4 略

(新設)	<u>(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)</u> <u>5 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u>
(新設)	<u>6 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u>
(新設)	<u>7 第5項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

市営駐車場のうち小湊駅前駐車場について、使用料を有料とし、適正な管理運営を行うとともに、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 137 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （１） 小湊駅前駐車場の全部又は一部の区域を期間を限って占有させることができることとし、占有の許可を受けた者は 1 区画当たり 1 月 4,200 円の使用料を納付しなければならないこととする。
- （２） （１）の占有の場合を除き、次の利用期間及び利用時間における小湊駅前駐車場の使用料を有料とし、その利用者は、次の額の使用料を納付しなければならないこととする。
 - ア 利用期間 市長が別に定める期間
 - イ 利用時間 午前 9 時から午後 3 時まで
 - ウ 使用料の額 1 日 1 回の入場につき 1,000 円
- （３） その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(利用) 第 3 条 駐車場は、一般の利用に供する。ただし、中央通り駐車場につい	(利用) 第 3 条 駐車場は、一般の利用に供する。ただし、中央通り駐車場及び小

ては、市内商工業の用に供するため、その区域の全部又は一部の区域を、期間を限って商工業者に占有させることができる。

2 略

(占有の許可)

第 10 条 第 3 条第 1 項ただし書の規定により中央通り駐車場の区域を占有しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 略

(使用料)

第 12 条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる利用期間及び利用時間における芝浜駐車場の使用料は、有料とし、その利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、市長は、芝浜駐車場の管理上必要と認めるときは、その利用時間を変更することができる。

(1)・(2) 略

3 第 1 項の規定にかかわらず、占有者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表 (第 12 条関係)

<u>駐車場の名称</u>	<u>金額</u>
<u>芝浜駐車場</u>	<u>1 日 1 回の入場につき 1,000 円</u>
<u>中央通り駐車場</u>	<u>1 区画 1 月につき 4,200 円</u>

湊駅前駐車場については、その区域の全部又は一部の区域を、期間を限って占有させることができる。

2 略

(占有の許可)

第 10 条 第 3 条第 1 項ただし書の規定により中央通り駐車場又は小湊駅前駐車場の区域を占有しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 略

(使用料)

第 12 条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる利用期間及び利用時間における芝浜駐車場及び小湊駅前駐車場 (第 10 条の規定により市長の許可を受けて占有する区域を除く。以下この項において同じ。)の使用料は、有料とし、その利用者は、別表第 1に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、市長は、芝浜駐車場及び小湊駅前駐車場の管理上必要と認めるときは、その利用時間を変更することができる。

(1)・(2) 略

3 第 1 項の規定にかかわらず、占有者は、別表第 2に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表第 1 (第 12 条関係)

<u>駐車場の名称</u>	<u>金額</u>
<u>芝浜駐車場</u>	<u>1 日 1 回の入場につき 1,000 円</u>
<u>小湊駅前駐車場</u>	

(新設)	別表第 2（第 12 条関係）	
	<u>駐車場の名称</u>	<u>金額</u>
	<u>中央通り駐車場</u>	<u>1 区画 1 月につき 4,200 円</u>
	<u>小湊駅前駐車場</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

令和 8 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,555,301	0	4,555,301	軽自動車税（現年度課税分） 119,000 種別割（現年度課税分） △119,000
14 使用料及び手数料	678,983	2,328	681,311	駐車場使用料
15 国庫支出金	2,515,902	62,773	2,578,675	生活保護費負担金 30,528 地域未来交付金（デジタル実装型） 23,870 子ども・子育て支援交付金 3,817 生活困窮者就労準備支援事業費等 補助金 4,558
16 県支出金	1,143,598	12,825	1,156,423	千葉県子ども・子育て支援補助金 4,081 経営発展支援事業補助金 8,322 未来に向けた「ちば文化」活性化事業補助金 422
19 繰入金	1,168,969	134,735	1,303,704	財政調整基金繰入金 15,092 教育振興基金繰入金 △419 地域振興 基金繰入金 120,000 森林環境譲与税基金繰入金 62
21 諸収入	257,242	21,023	278,265	コミュニティ助成事業助成金 2,500 鴨川市移住就業支援金返還金 500 派遣職員退職手当負担金（水道事業） 18,023
22 市債	613,884	23,400	637,284	議場放送設備等改修事業債 21,400 基幹水利施設整備事業債 2,000
歳入合計	18,206,000	257,084	18,463,084	

イ 歳出（目的別） (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	175,834	47,740	223,574
2 総務費	3,480,387	133,265	3,613,652
3 民生費	6,324,100	54,812	6,378,912
6 農林水産業費	557,361	16,162	573,523
7 商工費	310,468	2,660	313,128
10 教育費	1,770,724	2,445	1,773,169
歳出合計	18,206,000	257,084	18,463,084

ウ 歳出（性質別） (単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,816,720	4,527	3,821,247
扶助費	3,252,245	40,704	3,292,949
物件費	3,703,384	138,595	3,841,979
維持補修費	126,719	621	127,340
補助費等	2,025,160	7,329	2,032,489
投資的経費	718,322	65,308	783,630
普通建設事業費	710,122	59,682	769,804
補助事業費	423,391	56,062	479,453
単独事業費	231,825	1,402	233,227
その他	54,906	2,218	57,124
災害復旧事業費	8,200	5,626	13,826
歳出合計	18,206,000	257,084	18,463,084

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	議会運営事業	47,740	23,870	21,400		2,470	・ 議場放送設備等改修工事 47,740 千円 市民に開かれた議会の推進の一環として、多様な市民がより情報を得やすく、市政への理解が高まる議会運営を行うため、議場の放送設備を改修するとともに、傍聴用設備を整備する。
2-1-6	遊休施設活用等推進事業	129,733			120,000	9,733	・ 太海フラワー磯釣センター解体工事（１期工事）監理業務委託料 2,706 千円 ・ 太海フラワー磯釣センター解体工事（１期工事） 127,027 千円 老朽化により危険な状態にある太海フラワー磯釣センターの施設を除却して安全性を確保するとともに、観光地としての景観を改善し魅力向上を図ることで、民間事業者による跡地活用を推進する。 ※ １期工事概要 セントラルハウス、売店、管理用宿舎、倉庫等の建物及び外構の解体工事 【債務負担行為】 期間 令和８年度～令和９年度 限度額 107,098 千円

2-1-13	鴨川市・身延町姉妹都市交流事業	657			657	・謝礼金 30 千円 ・自動車借上料 265 千円 ・宿泊施設借上料 176 千円 ・ロープウェイ利用料 24 千円 ・体験活動参加負担金 30 千円 外 国内姉妹都市である山梨県南巨摩郡身延町に本市児童を派遣し、同町の豊かな自然や文化に触れながら現地児童と交流し、お互いの地域について理解を深めるほか、宿泊を伴う集団生活を通じて協力の大切さや思いやりの心を育むことで、青少年の健全育成に資する。
3-3-1	最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等事務費	3,987	3,981			6 【最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等事務費】 ・会計年度任用職員報酬 1,249 千円 ・時間外勤務手当 1,213 千円 外 【扶助費】
3-3-2	扶助費	40,704	30,528			10,176 ・生活扶助費（追加給付） 40,704 千円 平成 25 年生活扶助基準改定を違法とした令和 7 年 6 月の最高裁判決を踏まえ、生活扶助基準の「新たな水準」と「従来の水準」との差額を給付する。
6-1-3	農業振興事業	8,322	8,322			・経営発展支援事業補助金 8,322 千円 次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、円滑な経営継承や経営発展に必要な農業用機械の購入に対し、補助金を交付する。
7-1-3	市営駐車場維持管理事業	2,120			2,120	・有料駐車場運営委託料 2,000 千円 内浦海水浴場の開設期間中における市営小湊駅前駐車場

							の有料化に当たり、適正な管理運営を行うため、料金徴収、場内整理、場内清掃等の業務を委託する。
--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
太海フラワー磯釣センター除却事業 (1期工事)	自 令和8年度 至 令和9年度	107,098	太海フラワー磯釣センターについて、令和9年度までの工期で解体工事(1期工事)を実施する。

(3) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
議場放送設備等改修事業	21,400	議場放送設備等の改修工事費の追加に伴い、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
基幹水利施設整備事業	10,100	12,100	加茂川左岸地区の県営基幹水利施設整備事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。

議案第 42 号～議案第 53 号

鴨川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市農業委員会委員の任期が令和 8 年 8 月 10 日をもって満了することに伴い、次の者を適任者として認め任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により同意を求める。

2 任命する者

	住所	氏名	生年月日	認定農業者等又はこれら に準ずる者の該当の有無	備考
議案第 42 号	〇〇〇〇	本間 三夫	〇〇〇〇		新規
議案第 43 号	〇〇〇〇	高梨 優	〇〇〇〇		新規
議案第 44 号	〇〇〇〇	鈴木 正彦	〇〇〇〇		継続
議案第 45 号	〇〇〇〇	長谷川 昌明	〇〇〇〇		新規
議案第 46 号	〇〇〇〇	長谷川 俊則	〇〇〇〇		新規
議案第 47 号	〇〇〇〇	野村 元数	〇〇〇〇		継続
議案第 48 号	〇〇〇〇	鈴木 勝博	〇〇〇〇	認定農業者等	新規
議案第 49 号	〇〇〇〇	浦邊 守	〇〇〇〇		新規
議案第 50 号	〇〇〇〇	太田 満	〇〇〇〇		新規
議案第 51 号	〇〇〇〇	高橋 由	〇〇〇〇		継続
議案第 52 号	〇〇〇〇	大田 和歌子	〇〇〇〇	認定農業者等	新規
議案第 53 号	〇〇〇〇	川上 昌之	〇〇〇〇	認定農業者等	新規

諮問第1号～諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1 提案理由

令和7年第3回鴨川市議会定例会において人権擁護委員の推薦につき原案どおり異議のない旨答申された松本聖子氏から一身上の都合により辞退の申出があったこと、並びに人権擁護委員、鈴木昇氏及び増田勝己氏の任期が令和8年9月30日をもって満了することに伴い、次の者を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

2 推薦する者

	住所	氏名	生年月日	備考
諮問第1号	〇〇〇〇	小倉 孝昭	〇〇〇〇	新規
諮問第2号	〇〇〇〇	関口 和則	〇〇〇〇	新規
諮問第3号	〇〇〇〇	佐瀬 浩一	〇〇〇〇	新規

報告第 2 号

令和 7 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

1 報告理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に係る繰越明許費について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

(資料 2)

令和 8 年 第 2 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

－ 議 案 説 明 資 料 2 －

令和 8 年 6 月 9 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
報告第３号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	健康推進課	３
報告第４号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	環境課	５

報告第 3 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

（1） 事故の概要

令和 7 年 12 月 5 日午後 4 時 40 分頃、市公用車が県道天津小湊田原線を田原方面から天津小湊方面に走行中、鴨川市花房 398 番 11 地先の信号のない交差点において市道上貫姥田線から市道上貫仲代線に向かって同県道を横断中の相手方所有の車両に接触し、双方車両が損傷したものの。また、この接触により市公用車及び相手方所有の車両が第三者所有のブロック塀に接触し、同ブロック塀が損傷したものの。

（2） 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3） 損害を受けた第三者

〇〇〇〇

（4） 損害額、過失割合及び損害賠償額

ア 市及び相手方の損害

	市		相手方	
損害額	①（車両前部損傷）	99,000 円	④（車両前部及び左側面部損傷）	310,000 円
過失割合	②	20%	⑤	80%
損害賠償額	③（④×②）	62,000 円	⑥（①×⑤）	79,200 円

イ 第三者の損害

	市		相手方	
第三者の損害額	①236, 596 円（ブロック塀損害）			
過失割合	②	20%	④	80%
第三者に対する損害賠償額	③（①×②）	47, 320 円	⑤（①×④）	189, 276 円

備考 第三者の損害額は、市と相手方の共同の不法行為によるものであり、相手方がその全額を第三者に支払ったことにより相手方が過失割合に応じた市の損害賠償額を市に対して求償するものである。

（５） 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 109,320 円、相手方から市に対する損害賠償金 79,200 円をもって和解する。

３ 専決処分日

令和８年５月 25 日

報告第4号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

（1）事故の概要

令和8年4月8日午前10時45分頃、鴨川市東町1473番3において、ごみ収集作業中の市公用車（ごみ収集車）がごみ集積場所に向かって前進中、相手方所有の家屋に接触し、同家屋を損傷させたもの。

（2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3）損害額 家屋雨どい損傷 27,672 円

（4）過失割合 市 100%

（5）損害賠償額 27,672 円

（6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 27,672 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和8年5月25日